

定額自動送金サービス規定

熊本県信用組合

1. 振込の取扱

- (1) 定額自動送金の取扱にあたっては、あらかじめ指定を受けた定額自動送金依頼書の記載内容にもとづき振込日の営業開始時に振込金額、振込手数料を指定預金口座から引落しのうえ、受取人口座へ振込いたします。
- (2) 前記の指定預金口座からの引落しについては当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳・払戻請求書の提出は受けず、当組合所定の方法により処理いたします。
なお、預金の引落し通知または振込金受付書等の発行は省略させていただきます。
- (3) 振込のつど貴組合から領収書の発行及び振替済の通知書は省略させていただきます。

2. 取扱期間

取扱開始日及び取扱終了日は、あらかじめ指定いただけます。
この契約は、取扱期間の満了をもって終了し、以降自動的に解約されたものとして処理いたします。

3. 振込日

振込日が金融機関休業日の場合は、前営業日または翌営業日のいずれかあらかじめ指定された日を振込日として処理いたします。
なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

4. 振込金額

振込金額は毎月一定金額といたします。

5. 諸手数料

- (1) 振込手数料は、取扱のつど指定預金口座から引落し処理いたします。この場合、前記第1条の②と同様に処理させていただきます。
- (2) 自動送金サービスの諸手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合、変更後の諸手数料は新料金をいただきます。

6. 振込不能時の取扱

- (1) 指定預金口座の残高が振込日の営業開始前において、振込額と諸手数料の合計額に満たない場合は、特に通知をせず、その月の振込は取り止めにします。
- (2) 振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして指定預金口座へ振込額を返戻いたします。
この場合は、諸手数料については返戻いたしません。また、組戻手続きが必要な場合には、当組合所定の組戻手数料を別途申し受けます。

7. 振込の取り止め・変更等

振込を取り止める場合または振込指定項目を変更する場合は、ただちに取扱店にお届けのうえ所定の手続きをおとりください。お届出前の振込については当組合はその責任を負いません。

8. 障害時の免責

やむを得ない事由により通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありましても、当組合はその責任を負いません。

9. 解約

- (1) この契約は、取扱期間の満了をもって自動的に終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) 当組合が必要と認めた場合には、この契約は異議なく解約されたものとして取扱いたします。
- (4) 前記①～③にもとづき当組合で解約処理を行った場合、解約通知は省略させていただきます。

10. 責任負担

この取扱についてかりに紛議が生じましても、当組合の責任によるものを除き、当組合はその責任を負いません。

11. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづいて、変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。
- (3) 前2項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上